

令和4年度「緑の募金」実施要領

公益社団法人 北海道森と緑の会

第1 名称

この募金は「緑の募金（以下「募金」という。）」という。

第2 目的

この要領は、適正な緑化思想の啓発や環境緑化・森林整備並びにこれらに関わる国際協力の推進に資することを目的に行う募金運動の実施方法を定めるものである。

第3 募金運動の主催

募金運動は、公益社団法人北海道森と緑の会（以下「森と緑の会」という）が主催する。

第4 後援

後援は、北海道、北海道教育委員会、林野庁北海道森林管理局、その他関係官公庁とする。

第5 運営協議会

募金の業務やその寄附金の使途について、適正な業務の運営を図るため、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（以下「緑の募金法」という。）第7条に定める運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置くものとする。

第6 募金の実施団体及び協力員

緑の募金の実施団体は、次のとおりとする。

- (1) 森と緑の会
- (2) 森と緑の会支部
- (3) 市町村、市町村森と緑の会及び緑化推進委員会、並びにこれに相当し市町村（合併前の旧市町村を含む）の募金の取りまとめを行う団体
- (4) 森と緑の会の認定を受け、要領第12の(1)に規定する交付金を受けて緑化事業を行う団体
- (5) 森と緑の会が認定する緑の協力員が構成する団体

第7 募金の種類

募金の種類は、家庭募金、街頭募金、職場募金、企業募金、学校募金及びその他募金とする。

第8 募金の実施期間

募金の実施期間は、次のとおりとする。

春 期	4月15日～	5月31日
北海道緑化募金	6月 1日～	6月30日
秋 期	9月 1日～	10月31日

第9 募金の実施地域

募金の実施地域は、北海道一円とする。

第10 募金の実施方法

森と緑の会は、必要に応じて第6(2)～(5)に定める支部、市町村、団体等（以下「支部、市町村、団体等」という）と協議して、次のとおり実施するものとする。

- (1) 募金の実施にあたっては、支部、市町村、団体等は募金責任者を定めるものとする。
- (2) 街頭募金の実施にあたっては、適宜、班を編成するとともに、実際に街頭に立って募金を呼びかける協力員は、緑の羽根、募金箱を携行し、募金腕章を着用して募金を行うものとする（別に定める「緑の募金」街頭募金協力員の心得に基づく）。

第11 募金資材の調査

- (1) 森と緑の会は、毎年募金に必要な資材の調査を行うものとする。
- (2) 支部、市町村、団体等は、募金資材の必要量について、別記様式1にまとめ、期日までに森と緑の会に報告するものとする。
- (3) 森と緑の会は、前項の必要量を調達し、支部、市町村、団体等に送付するものとする。

第12 募金による寄附金の使途

- (1) 森と緑の会は、募金による寄附金（以下「寄附金」という）を緑の募金法に基づく森林整備等、募金資材の購入、緑化推進事務費及び国土緑化推進機構交付金に充当するほか、支部、市町村、団体等のそれぞれの寄附金の額に100分の35を乗じて（100円未満は切り上げ）得た額（緑化推進費）を除いた額を、当該支部、市町村、団体等が実施する緑化事業に充てる交付金（緑の募金事業交付金）として交付することができる。
- (2) 森と緑の会は、前項の寄附金の使途を決めるときは、あらかじめ運営協議会の意見を聴くものとする。
- (3) 森と緑の会が森林整備等のため寄附金により行う緑の募金公募事業、並びに支部、市町村、団体等が(1)の交付金により行う緑化事業の実施方法については、別に定めるものとする。
- (4) 森と緑の会は、寄附金を全国の緑化事業及び国際緑化事業等に充てるため、公益社団法人国土緑化推進機構から、当該年度の国土緑化推進機構交付金について、あらかじめその額について協議を受けるものとする。
- (5) 森と緑の会は、前項の協議を受けたときは、運営協議会に交付額を報告するとともに、公益社団法人国土緑化推進機構にその額を交付するものとする。

第13 募金の事業計画

森と緑の会は、運営協議会の意見を聴いて募金の目標額及び緑化事業計画を定め、公告するものとする。

第14 交付金の申請

- (1) 支部、市町村、団体等は、募金終了後、すみやかに「緑の募金事業交付申請書（別記様式2、以下「交付申請書」という）」を森と緑の会に提出するものとする。

- (2) 森と緑の会は、(1)の交付申請書を審査し、別紙様式3の「緑の募金交付決定通知書」をもって通知するものとする。
- (3) 支部、市町村、団体等は前項の交付決定通知を受けた場合は、寄附金の額に100分の35を乗じて（100円未満は切り上げ）得た額（緑化推進費）を森と緑の会に納付するとともに、寄附金の額から緑化推進費を差し引いた額（交付決定通知を受けた額）を交付申請書に記載した緑化事業等に充当するものとする。

第15 募金の報告

支部、市町村、団体等は、交付金を申請せず、寄附金の全額を緑化推進費として森と緑の会に納付することができるものとし、その場合は、別紙様式2-2「緑の募金報告書」により、寄附金の額及び募金内訳を森と緑の会に報告するものとする。

第16 事業の実施報告

支部、市町村、団体等は、要領第14(3)の緑化事業等を完了したときは、すみやかに「緑の募金事業実施報告書（別記様式4、以下「実施報告書」という）を、森と緑の会に提出するものとする。

第17 電子機器による報告及び情報の提供

- (1) 第11(2)の資材調査報告書、第14の交付申請書、第15の募金の実績報告及び第16の事業の実施報告の提出は、支部、市町村、団体等が使用する電子機器を利用して、森と緑の会の使用する電子機器等に送信することによって行うことができるものとする。
- (2) 森と緑の会は、各種緑化事業等の案内及び関係団体等が実施する活動内容等について、電子機器を利用して情報提供をするものとする。

第17 募金結果の報告

森と緑の会は、毎事業年度終了後三ヵ月以内に募金の実施結果を公告するものとする。

第18 その他

- (1) 森と緑の会は、第4の後援各官公署、支部、市町村、団体等、公益社団法人国土緑化推進機構及び関係団体と十分に連絡調整を行い、募金の円滑な実施運営に努めるものとする。
- (2) その他必要な事項は、運営協議会の意見を聴いて定めるものとする。

[附記事項]

第17に定める電子機器等による手続きのあて先（メールアドレス等）及び情報の公開（ホームページアドレス）は、次のとおりとする。

ホームページ	https://www.h-green.or.jp/
メールアドレス	morimidori@h-green.or.jp
ファクシミリ	011-261-9032